

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(静岡県指定 第 2277100299 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	9
7. 苦情の受付について	11
8. 身体拘束の禁止	12
9. 虐待の禁止	12
10. その他の重要事項	12

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈恵会
- (2) 法人所在地 静岡県浜松市中央区西島町 101 番地
- (3) 電話番号 053-425-2000
- (4) 代表者氏名 理事長 浅生 真裕
- (5) 設立年月 昭和 61 年 12 月 5 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成 12 年 4 月 1 日指定 静岡県 2277100299 号
- (2) 施設の目的 保険事故に該当し要介護状態にある 40 歳以上の要介護者の方が自宅で介護サービスを受けながら生活を継続することが困難な場合にご入所いただき、サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護を中心に機能訓練、健康管理、療養上の世話、長期の生活支援等を行います。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 西島寮
- (4) 施設の所在地 静岡県浜松市中央区西島町 101 番地
- (5) 電話番号 053-425-2000
- (6) 施設長（管理者）氏名 種岡 養一
- (7) 当施設の運営方針 * 「何事も相手の立場になって考え行動します」この職員心得を念頭に、明るく家庭的な雰囲気の中でやすらかな生活をお過ごしていただけるように努めます。
* 地域、行政機関、医療機関、各サービス提供機関と連携をしご契約者及びご家族の支援をさせていただきます。
* ご契約者及びご家族の精神的、身体的及び経済的な負担軽減に努めています。
- (8) 開設年月 昭和 62 年 7 月 13 日
- (9) 入所定員 80 人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	6室	
2人部屋	3室	ショートステイ利用者4ベッドを含む
4人部屋	22室	ショートステイ利用者16ベッドを含む
合計	31室	ショートステイ利用者20ベッドを含む
食堂	2	2階及び3階に各1
寮母室	2室	2階及び3階に各1
浴室	2室	1階に機械浴槽（特殊浴槽・リフト浴槽）・一般浴槽
医務室	1室	1階

- ☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ☆ 居室に関する特記事項 ※トイレの場所（居室外）

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービス、ショートステイを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	常勤1人
2. 介護職員	常勤換算31人以上
3. 生活相談員	常勤1人以上
4. 看護職員	常勤換算3人以上
5. 機能訓練指導員	常勤1人以上
6. 介護支援専門員	常勤1人以上
7. 医師	非常勤1人
8. 管理栄養士	常勤1人以上

*3名の利用者に対して介護又は看護職員1名を配置（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護利用者分20名を含み利用者100名として計算）

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
医師（内科医）	毎週水曜日 13：00～15：00
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早番 7：00～16：00 4人
	日勤 8：30～17：30 2人
	遅番 10：00～19：00 4人
	夜勤 17：00～9：00 4人

2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	日勤	8:30~17:30 2人
	遅番	10:00~19:00 1人

※土日は上記と異なります。* 医師は常勤ではなく嘱託医です。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7:30~8:00 昼食：11:30~12:00 夕食：18:00~18:30

- ・ ご契約者から食事時間の変更希望の申し出があった場合や、ご契約者の心身の状況により食事時間及び食事場所を変更することができます。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・ 嘱託医が毎週水曜日 13 時 30 分から往診をいたします。その際日誌及び医務会議、カンファレンス結果に基づき、健康管理、内服薬処方を行います。急変時や呼吸停止時も 24 時間対応いたします。治療、詳しい検査が必要な場合は外部の医療機関受診となります。尚、点滴などの治療行為を施設では行いません。（緊急時等における対応方法に準ずる）

⑤施設介護支援

介護支援専門員が、契約者の意向や能力を勘案し、施設サービス計画原案を作成します。その後、本人又は身元引受人あるいは連帯保証人等に参加を求めてサービス担当者会議を定期的開催し、施設サービス計画を作成します。計画作成後は、計画書に沿ったケアサービスを提供し、一定期間ごとにモニタリングを行い、計画の評価修正を行います。

⑥機能訓練

機能訓練士により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な心身の機能の維持・改善、またはその減退を遅らせるために個別機能訓練を実施します。

⑦看取り介護

ターミナルケアの取り組みを実施しています。※ 指針については別紙「西島寮における看取りケアマニュアル」をご参照ください。

上記のサービスをより円滑で効果的に実施するため、西島寮では、別紙「西島寮組織指針」に定義した委員会等を職員の所属部署を超えた横断的なチームケアの提供に努めます。

・看護職員が健康管理や服薬管理、日常的な処置を行います。

・①嘱託医医療機関

医療機関の名称	とよだクリニック
所在地	浜松市中央区福島町 237-1
診療科	内科・呼吸器科・アレルギー科・小児科・リハビリ科

・②嘱託医不在時の医療機関

医療機関の名称	山口内科クリニック
所在地	浜松市中央区東伊場町 1 丁目 11-2
診療科	内科・放射線科・小児科

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための援助をします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
(在宅生活での整容が保たれるよう日々援助をします。)

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

別紙1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度等に応

じて異なります。)と居住、食事の特定入所者介護サービス自己負担合計金額をお支払い下さい。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 日常生活費

日常生活において通常必要となるものについて、施設で用意させていただくこともできます。(利用料金：購入した品物の実費)

ご契約者の日常生活に必要な費用で、介護にかかわらない物品の材料費等を希望する生活用品を別紙の日常生活費同意書にて選択し、お支払い下さい。

ただし、電化製品の電気代等及びおむつ代及び当施設内での洗濯代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

②理髪

[理髪サービス]

毎週水曜日、美容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,000円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：無料

④入院時の洗濯

ご契約者が当施設の協力病院に入院した場合、ご希望により洗濯サービスをご利用いただけます。ただし、遠方の医療機関の場合はご希望に添えない場合があります。

利用料金：無料

⑤レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：購入品・材料代等の実費をいただきます。

主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容	備考
1月	お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。） 新年会（福引） 初詣（浜松五社神社に出掛け、お参りします。）	購入品等は実費
2月	節分（施設内で豆まきを行います。）	
4月	上旬—お花見（近くの公園に出掛け、桜の下でお花見をします。）	購入品等は実費
7月	七夕飾り（願い事を短冊にこめ、みんなで飾り付けします。）	
8月	納涼大会（法人が主催し地域との交流を深め、盆踊りと打ち上げ花火を楽しみます。）	
9月	敬老祝賀式（祝膳をいただき、長寿を祝います。） 鴨江観音お参り（出店でのご買物を楽しみます）	
12月	クリスマス会（ケーキをいただきながら1年を振り返ります。）	
毎月	外出買物（近くのショッピングセンターに出掛け、買物や食事を楽しみます。） 外出デー（少人数で遠足に出かけます） 受注買物（注文の品を職員が購入してお届けします）	購入品、食事代等は実費
随時	幼稚園交流会（幼稚園園児が遊びに来てくれます。） 踊りなどの慰問受入 ご契約者の誕生日にお祝い（祝品贈呈）	
毎日	レクリエーション（歌や手芸）	手芸材料代等実費

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合にはお申し出下さい。

複写物 1 枚につき 10 円

⑦契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者が、要介護認定で非該当又は要支援と判定された場合は、非該当又は要支援の判定以前の介護認定の料金をお支払いいただきます。

⑧申請書等の申請

ご契約者の希望により年金現況届、減免申請等の申請を施設がご契約者に代わり申請するサービスをご利用いただけます。

利用料：無料

⑨居住、食事代金（特定入所者介護サービス対象者を除く。）

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

ご入所後、浜松磐田信用金庫西町支店にご契約者名義の口座を開設させていただき、前記5（1）（2）の利用料金を引き落とさせていただきます。また5（1）（2）の利用料金以外の医療費及び保険掛金等の費用も口座から引き落としをさせていただきます。5（1）の利用料金は1か月ごとに計算し、5（2）の利用料金はその都度計算いたします。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

以下のいずれかの方法でご契約者の口座に毎月20日までに利用料金をご入金ください。

ア. ご家族が施設へ直接持参（現金預かり書を交付後、施設でご契約者の口座に入金。）

イ. ご契約者の口座へご家族が振り込み。

ウ. ご契約者の口座へ年金の振り込み先を変更。* 老齢福祉年金や恩給など郵便局でしか年金を受け取れない場合は施設が現金化しご契約者の口座へ入金

(4) 連帯保証人について

身元保証人は事業者との契約締結に際し、契約者の能力に応じて以下に掲げる行為の代理、補完の義務を負うものとします。

一 身上保護

- 医療同意…緊急時の連絡相談、本人の意向を尊重したうえで、病院との入院契約及び治療計画等についての同意、入院中に必要な物品の準備並びに洗濯物の用意
- 看取りの意向確認…本人の意向を尊重したうえで、事業者からの看取り介護提供に係る意向の表明
- 施設サービス計画の確認と同意…本人の意向を尊重したうえで、事業者からの施設介護計画等についての同意

二 財産管理

- 支払いに係る必要な手続き…利用料支払い用口座の開設、振替依頼の手続き
- 財産管理…施設利用料支払い用口座の管理、確定申告、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の申請等各種利用者負担軽減制度の申請

三 連帯保証

- 利用者と連帯し本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

- 前項の連帯保証の負担は、極度額を 200 万円とします。
- 前項連帯保証の極度額について、連帯保証人が複数名いる場合はそれぞれの保証人が負う額についても上記の金額を極度額とします。事業者は複数の連帯保証人に対して請求を行う際は、その合計した金額が債務の元本を超えた金額とならないように管理して請求を行います。
- 連帯保証の際に負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時または契約者の支払いに遅滞が生じたその都度に確定するものとします。債務の支払いが行われないうまま新たに支払いに遅滞が生じた場合、その債務は累積するものとします。
- 連帯保証人から債務の照会があった際、事業者は連帯保証人に対して利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供するものとします。

四 損害保証

契約者に相当程度の責任が認められる、施設の設備および備品の滅失、汚損、毀損を原状に復するための代価をお支払いいただくことがあります。

五 契約者死亡後の事務管理

- ご遺体の引き取りを行って頂きます。施設にはエンバーミング処理のできる設備がありません。即日を基本とし、可能な限り早めのご対応をお願いします。
- ご遺品の引き取りを行っていただきます。退去されてから概ね 7 日以内を目途にご対応をお願いいたします。ご遺品の引き取りに際し、必要な費用は身元保証人にご負担いただきます。施設での処分をご希望の場合も身元保証人に費用をご負担いただきます。

葬儀にかかる式場等の手配、埋葬に関する諸手続きを行って頂きます。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	JA 静岡厚生連 遠州病院
所在地	浜松市中央区中央一丁目 1-1
診療科	内科・脳外科・整形外科・眼科等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	デンタルサポート株式会社
所在地	浜松市浜名区沼 150-1 浜北中央ビル 202

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

- ⑤ご契約者の健康状態が日常的に医療管理（点滴、輸血等）を必要とした場合
- ⑥ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

*** 3ヶ月以内の入院の場合**

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後は再び施設へお戻りいただくことができます。ただし、ご契約者の病状が日常的に医療管理の必要な場合は、退院許可があってもお戻りいただけない場合もあります。

*** 3ヶ月以内で退院できない場合**

3ヶ月以内に退院できない場合は、契約を解除させていただきます。ただし、それ以降に退院ができ、施設にお戻りいただける病状であれば、優先的に再入所いただけます。

*** 3ヶ月以内に退院が見込まれない場合**

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただく場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 相談員 宇井 義高
- （第三者委員） 法人監事 岩品 晴久
- 法人監事 吉野百合子

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
- 9：00～17：00

他機関での苦情受付の紹介

当施設で解決できない苦情は、下記機関に申し立てることができます。

- 静岡県福祉サービス運営適正化委員会 Tel.054—653—0840
- 浜松市健康福祉部介護保険課 Tel.053—457—2875
- 南行政センター中央福祉事業所長寿支援課（南） Tel.053—425—1542
- 高齢者福祉グループ
- 静岡県国民健康保険団体連合会 Tel.054—253—5590

8. 身体拘束の禁止虐待の禁止

当施設では、指定介護老人福祉施設のサービスの提供にあたっては、当該契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限を行いません。また施設内に身体拘束廃止委員会を設置します。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

(1) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

(2) 当該契約者又は身元引受人に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

9. 虐待の禁止

施設は、契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。

(2) 契約者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。

(3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
- ・必要に応じて成年後見人制度の利用を支援します。
- ・その他必要な措置を講じます。

10. その他の重要事項

(1) 緊急時対応

契約者に緊急事態が生じた場合には、緊急連絡先に速やかに連絡します。

また、医師の指示により緊急医療機関等への受診の手配をします。医療機関へ受診の際は、必ず同行願います。

(2) 事故発生時の対応

施設介護サービス提供中に、契約者に損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 非常災害対策

当施設では、防火管理者を定め、別途定める「西島寮消防計画」及び西島寮防災 BCM マニュアル」により非常災害時の対応を行います。

(4) 感染症の予防発生時の対応

当施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症予防委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 西島寮

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

印

身元保証人住所

氏名

印

連帯保証人住所

連帯保証人連絡先

氏名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 2,853,21 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 静岡県 2277100299号 定員20名

[通所介護] 平成12年4月1日指定 静岡県 2277100299号 定員35名

[居宅介護支援事業] 平成11年8月1日指定 静岡県 2277100299号

平成18年4月1日より短期入所生活介護、通所介護において予防給付介護サービスも実施しております。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員… ご契約者の日常生活上の介護を行います。

生活相談員… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… ご契約者の健康管理や療養上の世話をします。

介護支援専門員… ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

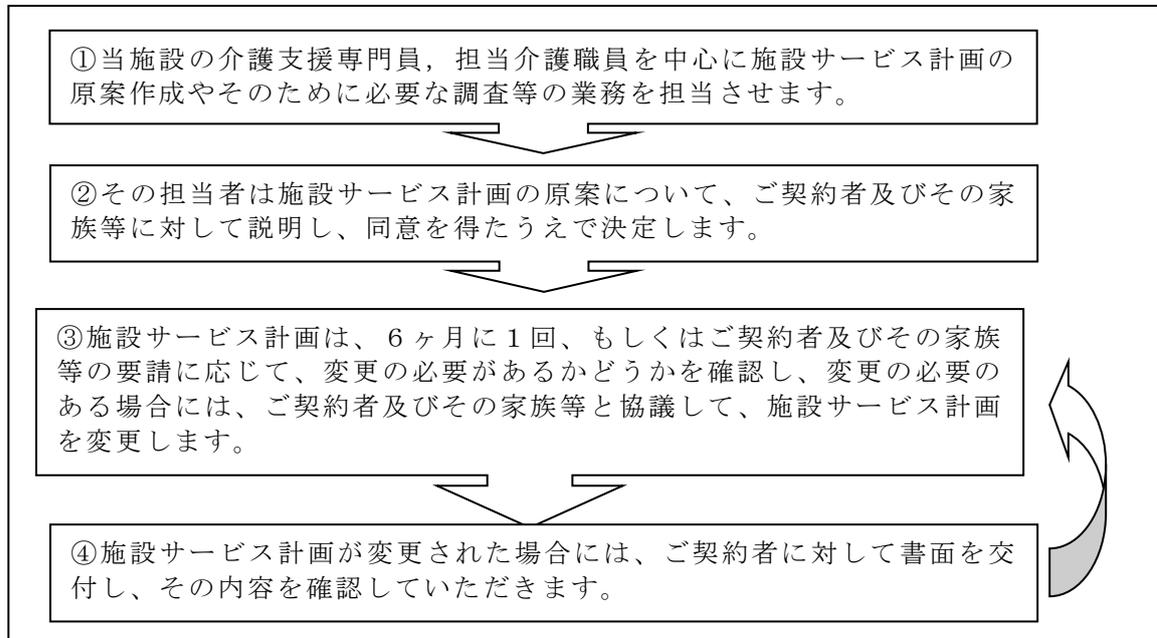
管理栄養士… ご契約者の身体の状況や嗜好を考慮した献立、栄養マネジメントを作成します。

医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン、栄養マネジメントを含む）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン、栄養マネジメントを含む）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は身元保証人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

家具・テレビ（ただし、小型液晶テレビは可）・ペット・火気類等

(2) 面会

面会時間 9:00～19:00

※来訪者はその都度、事務所カウンターにある面会簿にご記入ください。

※なお、来訪された際にお持込品がある場合は、必ず職員にお声をかけてください。

※インフルエンザ・感染性胃腸炎（ノロウイルス）・新型コロナウイルス感染症の予防のため面会及び下記（3）の外出・外泊を一時的に見合わせていただく場合があります。

(3) 外出・外泊（契約書第20条参照）

外出、外泊をされる場合は事前にお申し出いただき、届出用紙をご提出ください。

ただし、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

※上記（3）のとおり、感染予防の観点から、外出・外泊を見合わせていただく場合があります。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日の17時までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。